

暮らしの ここカタ

弁護士相談室

第1回

みやこ法律事務所 田阪 裕章 弁護士



オーダーメイドな制度設計が重要 専門家により有効・有用な活用を

家族信託
事業承継にはいろいろな対策があります。しかし、経営者に判断能力がなくなるようなことがあれば、なすすべがなくなり、従業員や取引先にも迷惑をかけることにもなりかねません。元気なうちに家族信託契約を結び将来に備えることが大切です。

Q 会社を設立して半世紀です。長男が役員として、ここ数年経営を手伝ってくれています。私も認知症などで判断能力がなくなったりして経営できなくなることが心配です。長男に事業承継をスムーズにするには何か対策が必要ですか。

A あなたが事業承継を頭の片隅にでも思った時は、遺言書の作成や家族信託契約などの対策を考えることです。一番困る状態は、何らの対策も講じずに認知症などによって判断能力がなくなることです。この状態になると、個人財産の管理のために行えることは成年後見人制度の利用しかありません。この制度は個人財産の保護が目的です。そのためどうしても現状維持という方針になりがちであり、預金や不動産などの柔軟な管理や利活用が難しくなってしまいます。

判断能力がある間であれば、まずは本人の意思を明確にする遺言書の作成が重要です。しかし、遺言書は本人が死亡した後の財産の分配しか指定できませんし、法定相続人一代限りの相続になります。加えて相続財産の使用目的を指示することができません。

また、平均寿命と健康寿命との差が約10年になり、今後その期間が長くなる傾向です。この間は前述の成年後見人の管理になり、財産がほぼ塩漬け状態になるというリスクがあります。終末はある日突然かもしれないし、認知症などの不健康な期間が10年以上になることもあります。あなたの不健康な期間が長ければ長いほど遺言書や後見人制度では新たな事業展開ができませんし、個人資産の流動性もなくなります。その結果、スムーズな事業承継は難しくなっ

て従業員や取引先に迷惑をかけることにもなりかねません。

このような問題に対処するためには家族信託制度があります。この制度ではあなたが築き上げた全ての財産のうち、例えば事業に関わる株式などの資産やあなたの個人預金、自社や他人に貸している不動産の賃貸料収入の管理などを信頼できる第三者に使用目的を明確にして託す内容の契約をすることが出来ます。

また、信託契約をすることで、財産の管理だけでなく、その後の事業を含む財産の承継まで一括して準備をすることが可能です。

このご質問の場合、あなたが「委託者」兼「受益者」となり、長男が「受託者」となる信託契約を締結するという方法があります。長男にあなたの意思を託すことで会社の株式や預金、不動産の管理を長男に委ねるだけでなく、必要に応じて事業用地的買取や不動産の建替など事業発展の目的に沿った投資などが展開しやすくなります。ただし、受託者に会社の未来を託すため、受託者を選ぶときは感情論ではなく冷静に判断することが大切です。

また、あなたが判断能力のある間は、長男による信託財産の管理・処分の際に、一定の行為について同意や指図(さしず)をする権利(指図権)を留保しておくこと経営経験が浅い長男の育成にも資すると思います。

中小企業の事業承継での家族信託契約は、社長や家族に合ったオーダーメイドの制度設計をすることが何より重要です。家族信託契約を有効、有用にするため、弁護士など法律の専門家に相談することをお勧めします(今回は同法律事務所、日野哲志 弁護士による「自筆証書遺言」)。



たさか・ひろあき 1999年京都大学法学部卒業。総務省(旧郵政省)などを経て2008年弁護士登録。堀・浦野法律事務所などを経て18年11月みやこ法律事務所参画。パートナー弁護士。
☆みやこ法律事務所 大阪市中央区北浜3の2の24 北浜ビル8階
Tel 06・6231・1115
相続相談 <https://souzoku.miyako-law.jp/>